

益野保育園 重要事項説明書

1 施設運営主体

事業者の名称	一般財団法人 小鳩会
事業者の所在地	岡山市東区可知 3-7-21
事業者の連絡先	086-942-4382
代表者氏名	理事長 小池 恭子

2 利用施設

施設の種別	認可保育所						
施設の名称	益野保育園						
施設の所在地	岡山市東区可知 3-7-21						
連絡先	(電話番号) 086-942-4382 (FAX番号) 086-944-2518						
施設長氏名	園長 森 直美						
開設年月日	昭和 41 年 4 月 1 日						
認可年月日	昭和 44 年 9 月 1 日						
利用定員（2号・3号）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	20人	23人	23人	23人	23人	23人	135人
※地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受け入れる場合があります。							
当園の基本理念・方針	<p>「自分らしく すくすく のびる子」</p> <ul style="list-style-type: none">家庭的な雰囲気の中で友達と十分に遊び、生きる力、人と関わる力を育てる。友だちと協力しながら、意欲的・積極的に取り組み、最後までやり抜く力を身につける。創造的で豊かな感性を持ち、思いやりのある子どもを育てる。 <p>※運営にあたっては、岡山市児童福祉法施行条例、岡山市子ども・子育て支援法施行条例及びその他関係法令等を遵守するものとします。</p>						

3 施設の概要

(1) 敷地・園舎の概要

敷地	敷地全体	1168.88 m ²
	園庭	343.89 m ²
園舎	構造	鉄骨 2階建 1棟
	延べ	1075.35 m ²

(2) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	(ひなぎく組：0歳児クラス)
ほふく室	1室	(ひなげし組：1歳児クラス)
保育室	4室	(すみれ組：2歳児クラス、たんぽぽ組：3歳児クラス、ばら組：4歳児クラス、ひまわり組：5歳児クラス)
遊戯室	1室	
調理室	1室	
調乳室	1室	
事務室（兼医務室）	1室	

4 保育所の職員体制とクラス編成

(1) 職員配置数(2025年4月1日現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	人	
副園長	1人	1人	人	
主任保育士	1人	1人	人	
保育士	25人	17人	7人	
事務職員	人	人	人	
栄養士	2人	2人	人	
調理師	2人	2人	人	
看護師	1人	人	1人	

備考

1 岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準を遵守した上で、保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。

2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。

(2) クラス編成と職員の配置状況（2025年4月1日現在）

対象年齢	クラス名	児童数	担当保育士数	備考
0歳児	ひなぎく組	9人	5人	
1歳児	ひなげし組	25人	5人	
2歳児	すみれ組	24人	5人	
3歳児	たんぽぽ組	26人	3人	
4歳児	ばら組	24人	2人	
5歳児	ひまわり組	25人	2人	

備考

1 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。

2 担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士等が保育を補うことがあります。

(3) 当園では、保育を提供する時間及び日を次の通り定めています。

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時00分～18時00分（11時間）
	保育短時間	8時30分～16時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 夕：18時00分～19時00分
	保育短時間	朝：7時00分～8時30分 夕：16時30分～19時00分
開所時間	月～金曜日	7時00分～19時00分
	土曜日	7時00分～18時00分

(4) 当園では、休業日を次の通り定めています。

休業日	日曜日・祝日・その他園長が特に必要と認める日（災害発生時等）
	年末年始（12月29日～1月3日）

6 利用料等について

(1) 保育料

毎月の保育料につきましては、岡山市へお支払ください。保育料額や具体的な支払方法等については、市役所の就園管理課、もしくは、お住まいの区の区役所の市税事務所又は福祉事務所へお問い合わせください。（3歳以上児と条件を満たした3歳未満児は無償となります）

(2) 利用者負担料

次に掲げる費用は保育料に含まれませんので、別途お支払い頂きます。また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払い頂くことがあります。この場合、あらかじめ費用をご負担頂く目的や理由について、適宜書面等でご案内いたしますのでご了承ください。

ア 便宜に係る費用

実費徴収	種類	理由	金額
	給食費※	給食・おやつの提供のため（3歳児クラス～）	5,000円/月（副食費） 3,000円/月（主食費）
	制服代	2歳児クラスからは制服を着用するため	別表参照
	保育用品代	保育上必要になる物品を購入するため	別表参照
	遠足代	遠足時に必要となるバス代や食事代のため	2,000円程度/回
	絵本代	月刊絵本の定期購読のため	400円程度/月
	保護者会費	保育内容の充実のため	600円/月
	運営助成費	保育施設及び事業の拡充のため	250円/月
	お口拭き代	手・口を清拭するため（～2歳児クラス）	300円程度/月
	エプロン代	紙エプロンを購入するため（～2歳児クラス）	300円程度/月

イ 時間外保育に係る費用

	7時00分から 8時30分まで	16時30分から 18時00分まで	18時00分から 19時00分まで
保育標準時間	—	—	30分毎に300円/人
保育短時間	30分毎に300円/人		

7 提供する特定教育・保育の内容

(1) 保育の内容

幼児教育の一環として2歳児以上は「英語教室」(隔週)と「体操教室」(毎週)を行っています。また、保育理念でもある「自分らしくすくすくのびる子」を実現するため、自ら考える力・遊ぶ力が身に付くよう、子どもたちの自主性を大事にする保育に取り組んでいます。

(2) 1日の流れ・年間行事

ア 別紙(年間計画)をご確認下さい。なお、詳しい年間行事予定は、年度初めに各ご家庭に配布します。ただし、行事は天候や諸事情により変更・延期する場合もあります。その場合は分かり次第メール連絡網や掲示板等にてお伝えします。

(3) 給食について

ア 全園児に昼食(副食給食／0～2歳児クラスでは、主食+副食給食)と間食(午後1回／0～2歳児クラスでは、午前午後1回ずつ)を提供します。

イ アレルギーで食材の除去や代替食の提供等、特別な配慮や管理が必要な場合でも可能な限り対応いたします。ご希望される方は、医療機関にてアレルギーチェックを受けていただいた上で、医師による記名捺印を受けた岡山市指定の生活管理指導表(食物アレルギー除去指示書)を園に提出していただきます。(3歳未満は半年に1回、3歳以上は年に1回更新)

8 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none">・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき。(卒園を含む)・保護者から退園の申出又は転園をしたとき。・利用継続が不可能であると市が認めたとき。・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき。
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none">・登園は9時00分までにお願いします。なお、駐車場が混み合う時間帯がありますので、その点ご了承下さい。・年に数回程度、交代で朝(もしくは夕)の交通安全・挨拶当番(30分程度)をしていただきます。ご協力をよろしくお願いします。

9 緊急時の対応について

(1) 保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし必要な措置を講じます。

ア 嘱託内科医

医療機関の名称	野口医院
担当医名	曾我　まゆみ
所在地	岡山県岡山市東区可知 2丁目 3-18
電話番号	086-943-5131

イ 嘱託歯科医

医療機関の名称	けしごやまビーンズ歯科クリニック
担当医名	長谷川　勲
所在地	岡山県岡山市東区西大寺松崎 162-11
電話番号	086-943-0007

(2) 災害時の対応について

ア 避難場所

災害時の避難場所は下記の通りです。

第1避難場所（一時避難）		第2避難場所（広域避難）	
名 称	益野保育園（屋上）	名 称	益野保育園（屋上）
園からの距離	0メートル	園からの距離	0メートル
所用時間	2分	所用時間	2分

イ 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。変更等がある場合は、その都度メール連絡網や園の掲示板等でお伝えします。

なお緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対処を行いますのであらかじめご了承願います。

(3) 園を管轄する消防署・警察署

消防署名	岡山東消防署
所在地	岡山市東区西大寺南一丁目 2番 4号
電話番号	086-942-9119

警察署名	岡山東警察署
所在地	岡山市東区西大寺中野 501-9
電話番号	086-943-4110

10 非常災害対策

当園は、非常災害に備え、次の取組を行っています。

防災設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機…有 ・ガス漏れ報知器…有 ・非常警報装置…有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理…有 ・震災に備えての備蓄 <p>非常用持ち出しリュック（最低限必要と考えられる避難用品一式）、非常食（ビスケット等200食、飲料水120ℓ）、携帯ラジオ、毛布、下着類、カセットコンロ、紙オムツ、発電機、予備燃料</p>
避難訓練	火災避難訓練を月1回、隔月で地震避難訓練を実施します。 また、年に1回程度は消防署と連携した訓練を行っています。

11 相談・要望・苦情窓口

(1) 当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・解決責任者 園長 森 直美 ・受付責任者 主任 安井 祐子 ・ご利用時間 当園開園日・開園時間内 ・電話番号 086-942-4382 ・F A X 086-944-2518
-----------	--

第三者委員	松谷 恵子	086-942-6339
	永井 八重子	090-9730-1547

(2) 要望・苦情等への対応方法

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し必要に応じた改善を行い、市からの求めがあった場合には詳細を市に報告をします。

12 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合は法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市区町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住まいの市区町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

13 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制

の整備を行うと共に、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

14 当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前 9 時 00 分までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の時間の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合はあらかじめご連絡ください。
感染症について	周囲への感染拡大防止の観点から学校保健安全法第 19 条を準用して出席停止の取り扱いとしています。(別表 1 参照) 治癒して登園する際は、医師の診断を受けた上で、岡山市私立認可保育園園長会で作成している「 <u>治癒証明書</u> 」を提出して頂きます。
投薬について	原則実施しません。ただし、塗り薬や目薬等の経口摂取を行わない薬については保護者との相談に応じて実施する場合がありますので、事務室の職員もしくは担当保育士にご相談ください。
乳幼児突然死症候群(SIDS)について	健康面に異常のない乳幼児が、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気です。厚生労働省の調査でも原因不明ですが、睡眠中の確認を定期的に行い、子どもの安全の確保に努めます。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する勧誘活動や営利活動はご遠慮ください。
不正受給について	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市区町村へ届け出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市区町村に対し報告を行います。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。 (3) その他世帯の状況の変化により支給認定の変更認定が必要であるとき。

(別表)

乳幼児に多い感染症の種類と出席停止期間について

園では感染症を予防するために、学校保健安全法に定められている「感染症」に分類される病気にかかった場合、感染した園児に対しては原則として出席停止の措置をとっています。**(下表の赤字で示した第二種感染症及び、第三種感染症の一
部については出席停止扱いとなり、回復後に登園する際には原則として治癒証明書の提出が必要となります。)**
これは、学校保健安全法の目的である、感染症に感染した子どもの健康の回復を図るとともに、学校や保育所といった乳幼児が集団生活を行う場での集団感染を防ぐために必要不可欠な処置となりますのでご協力をよろしくお願ひします。

第二種感染症（学校保健安全法施行規則、2023年4月改訂）

インフルエンザ※	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症※	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、頸下線又は舌下線の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで（かさぶたになるまで）
咽頭結膜熱（ブル熱）	主要症状（発熱・充血等）が消失した後2日を経過するまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

※治癒証明書は不要になりましたが、医師が指定した期間は出席停止となります。

第三種感染症（学校保健安全法施行規則、2023年4月改訂）

流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失するまで
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	医師により感染の恐れがないと認められるまで。（無症状病原体保有者の場合、2回以上連續で便から菌が検出されなければ登園可能）
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過するまで
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるまで
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳がおさまるまで
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまで
伝染性膿痂疹（とびひ）	広い範囲の水ぶくれ・びらんが軽快するまで。（医師の判断による）
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態がよいこと
手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまで
帯状疱疹	すべての発しんがかさぶた化してから

※黒字の症例については、基本的には出席停止になりませんが、登園の可否や時期等は医師の指示に従ってください。園児の体調や症状によっては園と相談の上で感染防止の処置をして頂いたり、家庭保育をお願いさせて頂く場合があります。